

(別表)

入所申込者評価基準

優先入所の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計した点数又は5の点数とする。

1 本人の状況

要介護度	点数
要介護5	50点
要介護4	40点
要介護3	30点
要介護2	10点
要介護1	5点

2 介護の困難性 ※最高点は50点とする

(1) 自宅（(2)以外の場所）の場合

①	ひとり暮らし（介護者が日常生活圏域にいない）又は同居の家族全員（未成年者を除く）が要介護状態、病気療養中若しくは障害を有するため介護が困難である。	50点			
②	ひとり暮らし（介護者が日常生活圏域にいる）	45点			
③	上記以外の状況であるが在宅介護が困難である（下記ア～カを加算）				
ア	主介護者の年齢	75歳以上	70歳以上75歳未満	60歳代	60歳未満
		15点	10点	5点	1点
イ	主介護者の障害や疾病	要支援1以上の介護認定等を受けている又はそれと同程度の障害等があり介護が困難		左記以外の状況であるが障害や疾病があり介護が困難	障害や疾病はない
		15点	10点	1点	
ウ	主介護者の就労	8時間以上		8時間未満	なし
		15点	10点	1点	
エ	他の家族の育児・介護等	他の家族の育児・介護・看護等がある		他の家族の育児・介護・看護等はない	
		15点		1点	
オ	他の介護協力者の有無	協力者がいない		協力者がいる	
		10点		1点	
カ	過去の在宅介護期間	2年以上		2年未満	なし
		10点	5点	1点	

(2) 介護老人福祉施設等に入院又は入所している場合

①	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は法令で定めるその他の福祉施設（介護付きの施設を除く。）	5点
②	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、①のうち介護付きの施設又は病院	1点

注) 退所又は退院が予定されている場合は、在宅に復帰したものと仮定して、(1)により点数をつける。

3 居住地

沼津市	20点
沼津市を除く静岡県東部の市町	10点
上記以外	0点

4 特別な状況

緊急度などから、特に施設入所を考慮すべき特別な事由が認められる場合には、各施設の優先入所検討委員会の判断により、その状況に応じて、20点を限度として加算できるものとする。

5 その他

以下の場合には、1～4の加算に関わらず、次の点数とする。

(1)	介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合	150点
(2)	6か月以内に入所することを希望しない者	0点

